

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例

令和2年2月10日

条例第5号

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例(平成19年広域連合条例第13号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正)
- 2 群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成19年広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第5号を削り、同条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。
(群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。
別表の公平委員の項を削る。